

再送信同意に係る株式会社アイ・キャンからの裁定申請の概要

1 申請日

平成19年5月30日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

- (1) 申請者：株式会社アイ・キャン（山口県岩国市）
代表者：代表取締役社長 柏原 伸二
住 所：山口県岩国市山手町一丁目2番6号
- (2) 申請に係る放送事業者：以下の放送事業者
- ア 株式会社広島ホームテレビ（広島県広島市）
代表者：代表取締役社長 橋本 宗利
住 所：広島市中区白島北町19番2号
 - イ 株式会社テレビ新広島（広島県広島市）
代表者：代表取締役社長 永野 正雄
住 所：広島市南区出汐2-3-19
 - ウ 広島テレビ放送株式会社（広島県広島市）
代表者：代表取締役社長 後藤 文生
住 所：広島市中区中町6-6
 - エ 株式会社中国放送（広島県広島市）
代表者：代表取締役社長 金井 宏一郎
住 所：広島市中区基町21番3号

3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

4 再送信しようとするテレビジョン放送

- (1) 株式会社広島ホームテレビ広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）
- (2) 株式会社テレビ新広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）
- (3) 広島テレビ放送株式会社広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放

送を除く。)

(4) 株式会社中国放送広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。)

5 再送信の業務を行おうとする区域

山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域（別紙のとおり。)

6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

7 申請者が希望する再送信の開始日

裁定があり次第速やかに

8 協議の経過

申請者は、平成19年5月までの相当期間、区域外再送信に係る協議を株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島、広島テレビ放送株式会社、株式会社中国放送及び山口県の放送事業者と継続してきた。

9 意見の対立点

(以下、申請者から提出された申請書を転載。なお、HOMEとは株式会社広島ホームテレビ、TSSとは株式会社テレビ新広島、HTVとは広島テレビ放送株式会社、RCCとは株式会社中国放送を指す。)

対立点	株式会社広島ホームテレビの主張	株式会社アイ・キャンの主張
地上放送が県域免許となっているので、基本的に県外には同意できない	総合通信局に免許申請を行っているのが広島県エリアであり、山口県は免許エリアではないので、同意できない。	<p>岩国市および玖珂郡和木町は広島県に隣接しており、地域性・生活圈・経済圏・電波受信状況の点から元々、広島県放送局・山口県放送局の両方を視聴する習慣が数十年に続いている。</p> <p>建造物による電波障害（防衛施設庁、県営住宅、アラップのアナログch変更対策、一般マンション等）の対策でも広島波、山口波の両方を補償している。</p> <p>岩国市の中には地域によって愛媛波を視聴している所もあるが、経済圏が違うため愛媛波を再送信するつもりはない。</p>
放送エリアの問題で、旧岩国市と合併後の岩国市で考え方が異なる	<p>基本的に広島県内が放送エリアで、旧岩国市や由宇町等については電波が漏れて受信可能であることはわかっているため、放送エリアと考えていて同意しても良いと考えている。</p> <p>しかし合併後のその他の岩国市域は放送エリアとは考えていないので、同意できない。</p>	<p>岩国市域において、広島波は一般家屋アンテナでも普通に受信・視聴している電波であり、共同受信施設でも受信・視聴していた電波がアンテナからの移管や既設共同受信施設の老朽化、デジタル化が出来ない施設の移管策としてケーブルテレビを導入しているのに、移管前の放送内容が引き継げないのは加入者にとって不利益となる。</p> <p>HOMEは美和町内最大規模の共同受信施設をはじめ、過去に再送信同意書を出していた経緯もある。</p> <p>また、合併後の岩国市で地域情報格差是正のため、ケーブルテレビ網を整備しているにもかかわらず情報格差が広がることは矛盾している。</p> <p>山口波はサテライト局の電波を受信、広島波は親局の電波が受信できるので、広島波のほうが画質が良く、住民はそちらを見る傾向が強い。</p> <p>HOMEのタイムテーブルに掲載されているサービスエリア（視聴可能エリア）には、岩国市はもちろん岩国市全域がサービスエリアとして記載されてある。</p>

<p>山口県内民間放送局（同系列）の許可がないと同意できない</p>	<p>区域外波となるので、山口県内同系列放送局（山口朝日放送株式会社）の許可を得なければ同意は出来ない。</p>	<p>山口県内同系列放送局である山口朝日放送株式会社へも何度もお願いに行っているが、当社の状況は理解していただいているものの、許可はいただけない状況となっている。</p> <p>また山口朝日放送株式会社は平成5年開局の比較的新しい局で電波送信所も少なく、受信している世帯・共同受信施設は少ないという現実があり、当社の加入者が増加することにより山口朝日放送株式会社を視聴可能になる世帯も増加しているという状況もある。</p>
<p>著作権等の権利処理の問題がクリアされないと放送局側に問題が降りかかる可能性があり、同意できない</p>	<p>5団体処理を行っているのはわかったが、その他の音楽事業者協会などは、広島県に許可をもらっているのに勝手に山口県に流すと問題になる。</p> <p>全ての権利処理についてクリアにならないと同意できない。</p>	<p>権利処理について5団体は対応済で、JASRACは区域外放送分も支払っている。音楽事業者協議会とCATV連盟のルール作りの協議も始まったと聞いている。その他の団体は日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていて協議がまとまり次第、各CATV局へ報告が下りてきて対応することとなっている。</p> <p>また広島東洋カープ球団にもお願いに行き、岩国市は放送範囲だと口頭で許可をもらった。</p>
<p>CATV局がエリア拡張するにあたって、再送信地域も広がっていくのは問題があり、同意できない</p>	<p>営利目的であるCATV局がエリア拡張をするともにHOMEの放送エリアも広がっていくのは免許制度、放送エリアの観点から同意できない部分である。</p>	<p>共同受信施設の移管に関しては、営利目的の多チャンネルコースを押し付けるのではなく、共同受信施設救済の為に再送信のみのコースを月額900円として特別に設けている。</p> <p>また、岩国市域は両県の放送を見られることが当然となっているので、当社は「CATVに加入したら区域外波が見られる」という営業はしていない。</p>
<p>広島県のみCM（全国ネット・広島ローカル）の扱いや権利で問題が発生する可能性がある</p>	<p>例えば、全国チェーン展開のコンビニエンス店が広島県限定のCMを流して、山口県民が誤解をすることがあるかもしれないという問題を引き起こす可能性があるため、同意できない。</p>	<p>地域限定のCMに関しては、視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる。</p>

対立点	株式会社テレビ新広島の主張	株式会社アイ・キャンの主張
地上放送が県域免許となっているので、基本的に県外には同意できない	総合通信局に免許申請を行っているのが広島県エリアであり、山口県は免許エリアではないので、同意できない。	<p>岩国市および玖珂郡和木町は広島県に隣接しており、地域性・生活圈・経済圏・電波受信状況の点から元々、広島県放送局・山口県放送局の両方を視聴する習慣が数十年続いている。</p> <p>建造物による電波障害（防衛施設庁、県営住宅、アパートのアナログch変更対策、一般マンション等）の対策でも広島波、山口波の両方を補償している。</p> <p>岩国市の中には地域によって愛媛波を視聴している所もあるが、経済圏が違うため愛媛波を再送信するつもりはない。</p>
放送エリアの問題で、旧岩国市と合併後の岩国市で考え方が異なる	基本的に広島県内、また旧岩国市については電波が漏れて届いているのはわかっているので、放送エリアと考えてよいが、合併後のその他の岩国市域は放送エリアとは考えていないので同意できない。	<p>岩国市域において、広島波は一般家屋アンテナでも普通に受信・視聴している電波であり、共同受信施設でも受信・視聴していた電波がアンテナからの移管や既設共同受信施設の老朽化、デジタル化が出来ない施設の移管策としてケーブルテレビを導入しているのに、移管前の放送内容が引き継げないのはケーブルテレビ視聴者にとって不利益となる。</p> <p>TSSは美和町内最大規模の共同受信施設をはじめ、過去に再送信同意書を出していた経緯もある。</p> <p>また、合併後の岩国市で地域情報格差是正のため、ケーブルテレビ網を整備しているにもかかわらず情報格差が広がることは矛盾している。</p>
山口県内民間放送局の許可がないと同意できない	区域外波となるので、山口県内放送局（山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、山口朝日放送株式会社）の許可を得なければ同意はできない。	山口県内放送局のテレビ山口株式会社、山口朝日放送株式会社に関しては系列外の区域外波を流すことに反対していないが、山口放送株式会社だけが関係のない系列外まで強硬に反対している。
著作権等の権利処理の問題がクリアされないと放送局側に問題が降りかかる可能性があり、同意できない	<p>5団体処理を行っているのはわかかったが、その他の音楽事業者協会などは、広島県に許可をもらっているのに勝手に山口県に流すと問題になる。</p> <p>全ての権利処理についてクリアにならないと同意できない。</p>	<p>権利処理について5団体は対応済で、JASRACは区域外放送分も支払っている。その他の団体は日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていて協議がまとも次第、各CATV局へ報告が下りてきて対応することとなっている。</p> <p>また広島東洋カープ球団にもお願いに行き、岩国市は放送範囲だと口頭で許可をもらった。</p>

<p>C A T V局がエリア拡張するにあたって、再送信地域も広がっていくのは問題があり、同意できない</p>	<p>営利目的であるC A T V局がエリア拡張をするとともにT S Sの放送エリアも広がっていくというのは免許制度、放送エリアの観点から同意できない部分である。</p>	<p>共同受信施設の移管に関しては、営利目的の多チャンネルコースを押し付けるのではなく、共同受信施設救済の為に再送信のみのコースを月額900円として特別に設けている。</p> <p>また、岩国市域は両県の放送を見られることが当然となっているので、当社は「C A T Vに加入したら区域外波が見られる」という営業はしていない。</p>
<p>広島県のみCM（全国ネット・広島ローカル）の扱いや権利で問題が発生する可能性がある</p>	<p>例えば、全国チェーン展開のコンビニエンス店が広島県限定のCMを流して、山口県民が誤解をすることがあるかもしれないという問題を引き起こす可能性があるため、同意できない。</p>	<p>地域限定のCMに関しては、視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる。</p>

対立点	広島テレビ放送株式会社の主張	株式会社アイ・キャンの主張
地上放送が県域免許となっているので、基本的に広島県外には同意できない	総合通信局に免許申請を行っているのが広島県エリアであり、山口県は免許エリアではないので、同意できない。	<p>岩国市および玖珂郡和木町は広島県に隣接しており、地域性・生活圈・経済圏・電波受信状況の点から元々、広島県放送局・山口県放送局の両方を視聴する習慣が数十年続いている。</p> <p>建造物による電波障害（防衛施設庁、県営住宅、アライブのアナログch変更対策、一般マンション等）の対策でも広島波、山口波の両方を補償している。</p> <p>岩国市の中には地域によって愛媛波を視聴している所もあるが、経済圏が違うため愛媛波を再送信するつもりはない。</p>
放送エリアの問題で、旧岩国市と合併後の岩国市で考え方が異なる	<p>基本的に広島県内が放送エリアで、旧岩国市や由宇町等については電波が漏れて受信可能であることはわかっているため、放送エリアと考えていて同意しても良いと考えている。</p> <p>しかし合併後のその他の岩国市域は放送エリアとは考えていないので、同意できない。</p> <p>共同受信施設が受信、視聴していることについて、H T Vとしては視聴できているとは考えていない。</p>	<p>岩国市域において、広島波は一般家屋のアンテナでも普通に受信・視聴している電波であり、共同受信施設でも受信・視聴していた電波がアンテナからの移管や既設共同受信施設の老朽化、デジタル化が出来ない施設の移管策としてケーブルテレビを導入しているのに、移管前の放送内容が引き継げないのは加入者にとって不利益となる。</p> <p>H T Vは美和町内最大規模の共同受信施設をはじめ、過去に再送信同意書を出していた経緯もある。</p> <p>また、合併後の岩国市で地域情報格差是正のため、ケーブルテレビ網を整備しているにもかかわらず情報格差が広がることは矛盾している。</p> <p>山口波はサテライト局の電波を受信、広島波は親局の電波が受信できるので、広島波のほうが画質が良く、住民はそちらを見る傾向が強い。</p> <p>H T Vのタイムテーブルに掲載されているサービスエリア（視聴可能エリア）には、岩国市はもちろん山口県東部がサービスエリアとして記載されてある。</p>
山口県内民間放送局（同系列）の許可がないと同意できない	区域外波となるので、山口県内同系列放送局（山口放送株式会社）の許可を得なければ同意はできない。	<p>山口県内同系列放送局である山口放送株式会社へも何度もお願いに行っているが、民放連と同様の返答となっている。</p> <p>また山口放送株式会社は、当社と同様の状況にある下関市C A T V局の新規エリアに対し、九州の同系列区域外波（株式会社福岡放送）の再送信に関し許可を出したと聞いていて、現実に同時再送信を行っているのに何故当社に対してはこのような返答なのか、納得できない。</p>

<p>著作権等の権利処理の問題がクリアされないで放送局側に問題が降りかかる可能性があり、同意できない</p>	<p>5団体処理を行っているのはわかったが、その他の音楽事業者協会などは、広島県に対して許可をもらっているのに山口県に流すと問題になる。</p> <p>全ての権利処理についてクリアにならないと同意できない。</p>	<p>権利処理について5団体は対応済で、JASRACは区域外放送分も支払っている。音楽事業者協会とCATV連盟のルール作りの協議も始まったと聞いている。その他の団体は日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていて協議がまとまり次第、各CATV局へ報告が下りてきて対応することとなっている。</p> <p>また広島東洋カープ球団にもお願いに行き、岩国市は放送範囲だと口頭で許可をもらった。</p> <p>旧岩国市は同意してもよいが、広島に隣接している美和町等を不同意というのは、著作権等の権利問題を主張するHTVの説明には矛盾がある。</p>
<p>CATV局がエリア拡張するにあたって、再送信地域も広がっていくのは問題があり、同意できない</p>	<p>営利目的であるCATV局がエリア拡張するとともにHTVの放送エリアも広がっていくのは免許制度、放送エリアの観点から同意できない部分である。</p>	<p>共同受信施設の移管に関しては、営利目的の多チャンネルコースを押し付けるのではなく、共同受信施設救済の為に再送信のみのコースを月額900円として特別に設けている。</p> <p>また、岩国市域は両県の放送を見られることが当然となっているので、当社は「CATVに加入したら区域外波が見られる」という営業はしていない。</p>
<p>広島県のみCM（全国ネット・広島ローカル）の扱いや権利で問題が発生する可能性がある</p>	<p>例えば、全国チェーン展開のコンビニエンス店が広島県限定のCMを流して、山口県民が誤解をすることがあるかもしれない。スポンサーへの説明も難しい。</p>	<p>地域限定のCMに関しては、視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる。</p>

対立点	株式会社中国放送の主張	株式会社アイ・キャンの主張
地上放送が県域免許となっているので、基本的に県外には同意できない	<p>RCCは地域免許制度の下で、県域を単位として番組とCMの放送、および報道活動を行っており、この制度の意図に反する区域外再送信はRCCの県域放送の事業として馴染まない。</p>	<p>岩国市および玖珂郡和木町は広島県に隣接しており、地域性・生活圏・経済圏・電波受信状況の点から元々、広島県放送局・山口県放送局の両方を視聴する習慣が数十年続いている。</p> <p>建造物による電波障害（防衛施設庁、県営住宅、アライブのアナログch変更対策、一般マンション等）の対策でも広島波、山口波の両方を補償している。</p> <p>岩国市の中には地域によって愛媛波を視聴している所もあるが、経済圏が違うため愛媛波を再送信するつもりはない。</p>
放送エリアの問題で、旧岩国市と合併後の岩国市で考え方が異なる	<p>基本的に広島県内が放送エリアで、旧岩国市については電波が漏れて受信可能であることはわかっているので、放送エリアと考えている。</p> <p>由宇町、周東町あたりも島の間を抜けて電波が受信できているという状況はわかっている。</p> <p>しかし合併後のその他の岩国市域は放送エリアとは考えていない。</p> <p>共同受信施設が受信、視聴できていることについては、RCCとしては視聴できているとは考えていない。</p>	<p>岩国市域において、広島波は一般家屋アンテナでも普通に受信・視聴している電波であり、共同受信施設でも受信・視聴していた電波がアンテナからの移管や既設共同受信施設の老朽化、デジタル化が出来ない施設の移管策としてケーブルテレビを導入しているのに、移管前の放送内容が引き継げないのは加入者にとって不利益となる。</p> <p>RCCは美和町内最大規模の共同受信施設をはじめ、過去に再送信同意書を出していた経緯もある。</p> <p>また、合併後の岩国市で地域情報格差是正のため、ケーブルテレビ網を整備しているにもかかわらず情報格差が広がることは矛盾している。</p> <p>山口波はサテライト局の電波を受信、広島波は親局の電波が受信できるので、広島波のほうが画質が良く、住民はそちらを見る傾向が強い。</p> <p>RCCのタイムテーブルに掲載されているサービスエリアには、岩国市はもちろん山口県東部全体がサービスエリアとして記載されてある。</p>
著作権等の権利処理の問題がクリアされないと放送局側に問題が降りかかる可能性があり、同意できない	<p>5団体処理を行っているのはわかったが、その他のアニメ等は区域外とか知らないのではないか。</p> <p>番組の権利保持者から権利の侵害として差し止めを求められたり、損害賠償請求を受ける可能性があり、同意できない。</p>	<p>権利処理について5団体は対応済でJASRACは区域外放送分も支払っている。その他の団体は日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていて協議がまとまり次第、各CATV局へ報告が下りてきて対応することとなっている。</p> <p>また広島東洋カープ球団にもお願いに行き、岩国市は放送範囲だと口頭で許可をもらった。</p> <p>旧岩国市は同意で、広島に隣接している美和町等を不同意というのは、著作権等の権利問題を主張するRCCの説明には矛盾がある。</p>

<p>CATV局がエリア拡張するにあたって、再送信地域も広がっていくのは問題があり、同意できない</p>	<p>営利目的であるCATV局がエリア拡張をするともRCCの放送エリアも広がっていくのは免許制度、放送エリアの観点から同意できない部分である。</p>	<p>共同受信施設の移管に関しては、営利目的の多チャンネルコースを押し付けるのではなく、共同受信施設救済の為に再送信のみのコースを月額900円として特別に設けている。</p> <p>また、岩国市域は両県の放送を見られることが当然となっているので、当社は「CATVに加入したら区域外波が見られる」という営業はしていない。</p>
<p>広島県のみでのCM（全国ネット・広島ローカル）の問題</p>	<p>例えば、全国チェーン展開のコンビニエンス店が広島県限定のCMを流して、山口県民が誤解をすることがあるかもしれない。</p>	<p>地域限定のCMに関しては、視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる。</p>
<p>災害情報放送時の責任問題が発生する可能性がある</p>	<p>災害時に山口県内波を見ずにRCCを見ていて逃げ遅れた等の話になると問題となるので、山口県民は山口県放送局を見るべきである。</p>	<p>これも視聴者側の認識の問題であり、今までもローカルニュース、災害情報、選挙情報など視聴者はチャンネルを使い分けて見ているので、問題は起きないと思われる。</p>

以上

別 紙

<p>山口県 岩国市</p>	<p>室の木1丁目、4丁目、麻里布町1丁目～7丁目まで、錦見4丁目～8丁目まで、岩国1丁目～3丁目まで、山手町1丁目～4丁目まで、今津町1丁目～6丁目まで、装束町1丁目、4丁目～6丁目まで、新港町2丁目～4丁目まで、立石町1丁目～3丁目まで、昭和町1丁目～3丁目まで、元町1丁目～4丁目まで、三笠町1丁目～3丁目まで、川口町1丁目～2丁目まで、桂町1丁目～2丁目まで、川下町1丁目～3丁目まで、車町1丁目～3丁目まで、中津町1丁目～3丁目まで、楠町1丁目～3丁目まで、牛野谷町1丁目～3丁目まで、門前町1丁目～3丁目まで、尾津町1丁目～2丁目まで、南岩国町1丁目～2丁目まで、平田1丁目、4丁目～6丁目まで及び旭町1丁目～3丁目までの各全域並びに室の木町2丁目、3丁目、5丁目、錦見1丁目～3丁目まで、岩国4丁目～5丁目まで、砂山町1丁目～2丁目まで、平田2丁目～3丁目まで、川西1丁目～4丁目まで、横山1丁目～3丁目まで、南岩国町3丁目～4丁目まで、装束町2丁目～3丁目まで、新港町1丁目、5丁目、飯田町2丁目、門前町4丁目、尾津町3丁目、立石町4丁目の各一部、南岩国町5丁目、海土路町2丁目、藤生町2丁目～3丁目まで、黒磯町1丁目～2丁目まで及び青木町1丁目～2丁目までの各全域、海土路町1丁目、灘町、門前町5丁目、尾津町4丁目～5丁目まで、藤生町1丁目、4丁目～5丁目、黒磯町3丁目、青木町3丁目～4丁目まで、保津町1丁目～2丁目まで及び通津の各一部、下の一部、御庄1丁目～5丁目までの全域並びに、関戸、多田、大字御庄の各一部</p>
<p>山口県 岩国市 美和町</p>	<p>生見、秋掛、阿賀、大根川、北中山、黒沢、上駄床、岸根、釜ヶ原、洪前、佐坂、下畑、瀬戸ノ内、田ノ口、長谷、中垣内、滑、西畑、日宛、百合谷の全域</p>
<p>山口県 岩国市 本郷町</p>	<p>宇塚、西黒沢、本郷、本谷、波野の全域</p>
<p>山口県 岩国市 由宇町</p>	<p>上北、中村、由宇崎、北区、堀田の各全域並びに、峇清、横道、寺迫、南沖1～4丁目、千鳥ヶ丘1～3丁目、南1～5丁目、港1～3丁目、中央1～2丁目、中倉、小槇、有家、笠塚、清水、正南、西区、山崎、岩倉、長田の各一部</p>
<p>山口県 玖珂郡 和木町</p>	<p>関ヶ浜1丁目～2丁目、大字関ヶ浜、瀬田1丁目～4丁目まで、大字瀬田、和木町1～6丁目までの各全域</p>